

第1号様式の2

公表事項一覧表（I 意見募集手続（b））

■ 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部改正（案）」に関する意見の募集について

（案を作成した趣旨、目的及び背景）

カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンについて、土壤汚染対策法に基づく基準を強化する改正が令和3年4月1日に施行されます。

この改正を受け、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則に規定する土壤の汚染状態の基準等について改正を行います。

つきましては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部改正（案）」を作成しましたので、県民の皆様からのご意見を募集いたします。

■ 1 意見募集期間

令和2年7月20日（月曜日）～令和2年8月19日（水曜日）

■ 2 意見提出方法

(1) フォームメール ホームページ

(https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempString=SF0515)

※ フォームメールとは、上記ホームページの画面上でご意見を入力していただき、県にお送りいただくことができる仕組みです。

※ 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部改正（案）」に対する意見である旨を記載してください。

(2) 郵送 〒231-8588（住所の記載は不要です。）

神奈川県環境農政局環境部大気水質課水環境グループ あて

※ 意見募集期間最終日までの消印があるものを有効とします。

※ 手話を撮影・録画したDVDにより意見を提出される場合は、上記宛先に郵送してください。

(3) ファクシミリ (045)210-8846

■ 3 案の公表方法

ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/pub/c2208836.html>)

県政情報センター、各地域県政情報コーナー及び大気水質課窓口での印刷物による縦覧

■ 4 今後の予定

意見募集結果の公表時期 令和2年9月頃（予定）

規則等の公布（公表）時期 令和2年9月頃（予定）

■ 5 根拠法令条項

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）第58条第2項

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号）第48条の4、別表第12の2

■ 6 規則等の案、関係資料等

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部改正（案）

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則 新旧対照表（案）

特定有害物質又はダイオキシン類による土壤の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壤による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針 新旧対照表（案）

■ 7 その他

電話での意見提出はお受けできません。

いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。

いただいたご意見は、住所、氏名等の個人情報を除き、公開させていただく場合があります。

■ 問合せ先

環境農政局環境部大気水質課水環境グループ

電話 (045)210-4123 ファクシミリ (045)210-8846